

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

鳥取県立布勢総合運動公園内造園保守業務（1工区）

(2) 業務の仕様

鳥取県立布勢総合運動公園内の芝生及び植栽等を常に良好な状態に維持し、利用に沿った最適な状態を提供するために行う業務である。

ア 管理区域：1工区（桜の園・防音土手・トリムの森・第7駐車場・日本庭園・ふれあい広場
（ナチュラルガーデン部分を除く））

イ 作業内容：芝生広場・芝刈り、除草、目土、散水、施肥、防除等
植栽等・剪定、防除、施肥、清掃、除草等

詳細は別添「植栽管理業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号の規定に該当しない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条1の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業者（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (6) 鳥取県が示す、「令和6・7年度植栽管理業務入札参加資格」を有するとともに、その各付区分が造園工事のA級に登録されている者であること。
- (7) 平成26年度以降に、5,000㎡以上の芝グラウンド又は公園の芝生を維持管理した実績があること。
- (8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項の規定により実施される1級造園施工管理士

及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第47条第1項の規定により実施される1級造園技能士の技術検定に合格した技術者を2名以上保有していること。

- (9) 鳥取県立布勢総合運動公園造園保守業務公告の複数の工区（2つ以上の工区）に応募する場合は、(8)の技術者を3名以上保有していなければならない。
- (10) 本件委託の業務に当たっては、1級造園施工管理士及び1級造園技能士の有資格者を有し、植栽の管理を3年以上経験した者を1名以上請負契約締結日から7日以内に委託場所に技術者として配置し、本件業務の履行期間中専任で常駐させること。なお、代表者は技術者を兼務できないものとする。
- (11) 次に掲げる芝生の管理に必要な機械を自己が保有し、又はリース期間が本件業務の履行期間の末日以降に及ぶリース契約（中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用する機械等を備えていること。
- ア 芝刈り機（リールモア（回転巻刃式芝刈り機）又はロータリーモア（プロペラ回転刃式芝刈り機）で、乗用であるものに限る。）
 - イ 肥料散布機
 - ウ 動力噴霧器
 - エ スーパー（刈りかす等の集積機）

3 契約担当部局

鳥取県立布勢総合運動公園

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び調達案件の仕様に関する問い合わせ先

〒680-0944 鳥取市布勢 146 番地の 1

鳥取県立布勢総合運動公園 陸上競技場

電話 0857-28-7221

電子メール info@fuse-sportspark.com

- (2) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和6年2月28日(水)から令和6年3月5日(火)までの間にインターネットの鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ (<http://www.fuse-sportspark.com/>) 又は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会ホームページ (<http://www.sports-tottori.com/>) から入手すること。

- (3) 郵便等による入札

不可

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月21日(木)午後1時30分

イ 場所

〒680-0944 鳥取市布勢 146 番地の 1 鳥取県立布勢総合運動公園 陸上競技場第3研修室

5 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関しての疑義は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和6年3月5日(火)午後1時まで提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

疑義の質問に対する回答については、令和6年3月7日(木)までに、インターネットの鳥取県立布勢総合運動公園ホームページ (<http://www.fuse-sportspark.com/>) によりまとめて閲覧に供する。

6 入札者に要求される事項

本件入札への参加希望者は、下記のとおり資格審査資料を作成し提出すること。

(1) 提出期限等

ア 提出期限

令和6年3月7日(木)午後1時まで

イ 提出場所

4の（1）におなじ

ウ 提出方法

持参すること。

(2) 資格審査資料

ア 提出する資格審査資料は下記内容で作成すること。

(ア) 造園保守業務実績書（様式第2号）

(イ) 技術職員調書（様式第3号）

(ウ) 配置予定技術者の資格（様式第4号）

(エ) 芝生管理に関する機械調査（様式第5号）

及び芝生管理に関する機械写真（様式第6号）

イ 資格審査資料は（3）の資格審査資料の記入要領に基づき作成し、A4 横書き縦綴じで作成し表紙を添付すること。

ウ 資格審査資料に関する問合せ先

鳥取県立布勢総合運動公園

電話 0857-28-7221

メール info@fuse-sportspark.com

(3) 資格審査資料の記入要領

ア 造園保守業務実績書（様式第2号）

(ア) 平成26年度以降に受託した造園保守業務で3件を限度に記載すること。

(イ) 記載された業務実績の内容が確認できる当該業務の請負契約書又は仕様書等の写しを添付すること。

イ 技術職員調書（様式第3号）

(ア) 資格審査表提出日において、1級造園施工管理技士並びに1級造園技能士の資格を有する常勤の職員を記載し、備考欄に実務経験年数を記載すること。なお、常勤役員又は代表者が技術者を兼務している場合には、備考欄に「役員」又は「代表者」と記載すること。

(イ) 「取得免許の種類」の欄は、1級造園施工管理技士及び1級造園技能士の資格を記載すること。

(ウ) 資格を証明する資格者証、合格証明書の写しを添付すること。

ウ 配置予定技術者の資格（様式第4号）

(ア) 配置予定技術者の資格等について記載すること。

(イ) 落札者は、配置予定技術者を当該業務に専任として常駐すること。

なお、代表者は技術者を兼務できないものとする。

エ 芝生管理に関する機械調書（様式第5号）

(ア) 記載する機械は、次に掲げるものについて記載すること。

a 芝刈り機（リールモア（回転巻刃式芝刈り機）又はロータリーモア（プロペラ回転刃式芝刈り機）で、乗用であるものに限る。）

b 肥料散布機

c 動力噴霧器

d スーパー（刈りかす等の集積機）

(イ) 記載した機械については、売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しを添付すること。

オ 芝生管理に関する機械写真（様式第6号）

様式第5号に記載したすべての機械の写真を貼付すること。

(4) 資格審査資料作成に係る質問

ア 技術資料作成に関する質問は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に令和6年3月5日(火)午後3時まで送付すること。なお、原則として訪問及び電話による質問は受付けない。

イ 質問に対しては、令和6年3月7日(木)までに鳥取県立布勢総合運動公園のホームページにより回答する。

(5) 提出部数

資格審査資料の提出部数は2部（1部は写しで可）とする。ただし、機械調書（様式第5号）に記載した機械に係る売買契約書、固定資産台帳又はリース契約書の写しについては1部とする。

(6) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 資格審査資料の審査等

(1) 提出された資格審査資料を基に、以下の評価項目及び着目点で審査を行った上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年3月12日(火)までに通知する。

また、入札参加資格を有すると認められた者は、上記の通知で本件に関する「造園保守業務閲覧書」の閲覧期間及び閲覧場所を併せて通知する。

評価項目	評価の着目点
実施実績	・ 芝生管理に必要な機械保有の有無 ・ 保守業務の実績
技術者評価	・ 保有技術者の有無 ・ 配置予定技術者の資格

(2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会会長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和6年3月18日(月)までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- (3) (2) により説明を求められた場合、公益財団法人鳥取県スポーツ協会会長は、説明を求めた者に対して令和6年3月25日(月)までに書面より回答する。

8 入札条件

- (1) 入札書（様式第7号）を使用すること。

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額について、当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。

- (2) 入札書は、委託業務名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、提出すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消、訂正又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (5) 代理人をして入札させようとする場合は、委任状（様式第8号）を提出しなければならない。
- (6) 入札回数は初回入札を含めて3回とする。
- (7) 再度入札において、前回の最低入札価格以上の入札価格を提出したものは失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (8) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (9) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることは出来ない。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。（会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）、第123条第3項第2号該当）

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする

- (1) 本件公告に示した入札参加資格ない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (3) 委任状のない代理人の入札
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 記名押印のない入札書による入札

- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

11 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続きにおける交渉の有無

無

15 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が委託料の額 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託にする業務に委託業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせるものとする。

16 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前確認資料の内容について、後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 守秘事項
 - ア 契約の相手方（以下「受託者」という。）は本業務の履行にあたって知り得た情報を漏らしてはならない。
 - イ 委託者及び受託者は、本業務の実施により取得した個人情報について「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」を遵守するものとする。
- (5) 契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解

除することができる旨を契約書に記載するものとする。なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に委託者が契約を解除するときは、受託者は違約金として入札見積金額の100分の10に相当する金額を委託者に支払わなければならない。また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
- （ア）暴力団員を役員等（受託者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすること、その他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
- （イ）暴力団員を雇用すること。
- （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉のために使用すること。
- （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- （オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- （カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- ウ 暴力団若しくは暴力団員であること又はイの（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させたと認められるとき。